

後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度 自己負担額を超えた額を支給します

！ 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

■ 合算期間(計算期間)

平成30年8月1日～令和元年7月31日

■ 合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

《申請方法》

申請書に必要事項を記入し保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合がありますので、その場合はお問い合わせください。

■ 自己負担限度額(年額・世帯単位)

平成30年8月～令和元年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
	一般	56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

《支給額》

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

問 保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅
☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

広島法務局 重複地番の解消作業を実施します

■ 重複地番

広島県では明治以来、宅地・農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付けられましたが、山林・原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことで、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が付く重複地番が多数存在しています。

■ 解消作業の実施

法務局が公開している不動産登記情報等をインターネットで確認できるオンライン申請制度を利用する際、利用者が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまうトラブルが多数発生しています。

そこで、広島法務局ではみなさまの不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消します。

《実施区域》

- ・甲田町
上甲立、下甲立、浅塚、深瀬
- ・向原町
長田、有留、保垣

《地番変更方法》

原則、山地番にそれぞれ10000を加算します。

例) 115番 ➔ 10115番

《実施時期》

1月上旬から地番区域ごとに順次実施する予定です。地番変更を実施した場合は、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所(共有の場合は、そのうちの1名のみ)宛に地番変更通知書を送付されます。

問 広島法務局 民事行政部 不動産登記部門
☎ 082-228-5741

制度に関する
お知らせ

行政情報

未婚の児童扶養手当受給者へ 給付金を支給します

児童扶養手当受給者で、未婚のひとり親の方(今までに一度も法律婚をしたことがない方)に対し、「臨時・特別給付金」を支給します。

《対象者》以下のすべてに該当する方

- ・令和元年11月分の児童扶養手当を受給する父、または母
- ・令和元年10月31日までに法律婚をしたことがない方(同日において、事実婚をしていない方、または事実婚相手の生死が不明な方)

※所得や公的年金受給で児童扶養手当が全額支給停止の場合は対象になりません。

《申請期限》 1月31日(金)

《申請窓口》

子育て支援課児童福祉係、または各支所窓口係

調査へのご協力をお願いします 農林業センサス

！ 農林業センサス

国の農林業の生産構造や就業構造などの実態を明らかにすることを目的に、農林水産省が5年ごとに実施する調査。統計法に基づき報告義務があります。

農林業を営んでいる世帯・法人へ、1月中旬から調査員が伺い、調査票の配布と回収を行います(回答はインターネットでも可能です)。

《対象》

農家や林家、集落営農など、一定規模以上の農林産物の生産、または委託を受けて農林業作業を行う世帯や法人



問 政策企画課 企画調整係 担当:仲増
☎ お太助フォン 42-5612 ☎ 42-4376

《申請時必要書類等》

- ・「臨時・特別給付金」申請書
- ・戸籍謄本
- ・本人確認書類
- ・振込先口座確認書類(児童扶養手当と同じ口座を指定する場合は不要)

《支給額》

17,500円 ※対象児童の人数にかかわらず一律。

《支給時期》

原則、令和2年1月期の児童扶養手当支払日と同日ですが、申請時期によっては支給時期が異なる場合がありますのでお問い合わせください。

問 子育て支援課 児童福祉係 担当:中川
☎ お太助フォン 47-1283 ☎ 42-2130

「障害者控除対象者認定書」を 発行します

！ 障害者控除対象者認定書

障害のために日常生活で常に介護を必要とする65歳以上の方が、所得税等の申告時に提示することで、「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができる認定書。本人、またはその方を扶養している方が控除を受けることができます。

《対象者》

- 以下のすべてに該当する方、またはその家族の方へ認定書を発行します。
- ・本市に住所がある65歳以上の方
- ・精神または身体に障害がある方(認知症も含む)
- ・障害の程度が「日常生活で常に介護を必要とする程度」の方

■ 障害者手帳をお持ちの方

障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示することで等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、介護が必要な状態によっては、この認定を受けることで「特別障害者控除」の対象になる場合があります。

問 保健医療課 介護保険係 担当:登立
☎ お太助フォン 42-5618 ☎ 42-2130